

会議・ミーティング等における感染防止対策

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、会議・ミーティング等を開催する場合は、次の事項を徹底してください。

1 参加者への事前周知

- (1) 体調の悪い方（37℃以上の発熱、咳、味覚障害などの症状がある場合）は、参加を見合わせる。
- (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は、参加を見合わせる。
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は、参加を見合わせる。

2 施設・会場内で参加者が行う対策

- (1) マスクを着用すること。
- (2) こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を行うこと。
- (3) 人との間隔をできるだけ2メートル確保するなど、密集・密接を避けること。
- (4) 大きな声での会話を慎むこと。

3 主催者・施設管理者が行う対策

- (1) 参加人数等を調整し、会場内の混雑を防止すること。
- (2) 会議開催前後に机・椅子等の消毒（拭き取り）を行うこと。
- (3) 室内で行う場合は、定期的（30分に1回5分程度）に換気を行い、密閉空間を作らないようにすること。
- (4) 座席を設ける場合は、1席以上の間隔を確保すること。
- (5) 会議等は、必要最低限の人数で実施すること。
- (6) 会議等は、可能な限り短時間（最大1時間30分）で終わらせること。